イ　放鳥に際しての留意事項

放鳥については、下記の点に留意するものとする。

㋐　放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

㋑　放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。

㋒　放鳥個体の定着率が低い場合においては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化等の事業の効果を高めるための取組を行うこととする。

㋓　特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。

㋔　放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ、ヤマドリ等を育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

㋕　放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

②　哺乳類

哺乳類（下記⑵に該当する哺乳類を除く。）については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、放獣を行わないよう指導するものとする。

⑵　希少鳥獣等

Ⅰ第二―1⑴に定める希少鳥獣等及びその他の絶滅のおそれのある鳥獣については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」等に沿って対応するものとする。

⑶　外来鳥獣等

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあること等から、放鳥獣を行わないよう指導を徹底するものとする。

第四　鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項として以下の事項等を盛り込むものとする。

1　鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

鳥獣の捕獲等の許可に当たっては、対象種ごとの保護及び管理の考え方が重要であることから、Ⅰ第二―1及び以下の留意事項を踏まえ、対象種と保護及び管理の考え方を鳥獣保護管理事業計画に記載するものとする。

⑴　希少鳥獣

都道府県のレッドリストに記載されている鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二―1に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。

⑵　狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、都道府県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき所要の手続を経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととし、対象種と保護及び管理の考え方を整理する。

⑶　外来鳥獣等

外来鳥獣等については、必要に応じ、Ⅰ第二―1に準じて対象種と管理の考え方を整理する。

⑷　指定管理鳥獣

指定管理鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二―1に準じて対象種と管理の考え方を整理する。

⑸　一般鳥獣

上記⑴～⑷以外の鳥獣については、必要に応じ、Ⅰ第二―1に準じて対象種と保護及び管理の考え方を整理する。

2　鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等について、目的別に許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は、次のとおりとする。

⑴　許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可をしないものとする。

①　捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

②　捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③　鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

④　捕獲等又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

⑤　捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

⑥　特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第９条第３項第４号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。

⑦　法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

⑧　法第38条第２項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の２の規定による都道府県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

⑵　許可する場合の基本的考え方

①　学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

②　鳥獣の保護を目的とする場合

1)　第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。